さくら通信９月号

2017年9月 No.153

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会

質問応答記録書

税務調査終了に際し、税務署員が納税者に署名押印を求める書類。犯罪捜査や査察と同じスタイル。言わば供述調書。法的義務は無いのに、嫌われたくないので、署名押印してしまうケースが増えている。署名して損することがあっても、得することは何もない。多くの税理士が署名しないことを薦めている。

（竹内）

親子間で金銭貸借する際の注意点

例えば、子供が住宅建築をするにあたって、親が資金を援助してあげることはよくあります。このとき贈与ということにすれば、当然贈与税課税がされますが、いくつかの税金軽減措置も設けられています。

一方で、子供に金銭贈与してしまうと自分の老後が心配だから、贈与ではなく貸したことにしたいというご相談もよくあります。

この場合、いわゆる「ある時払いの催促なし」では、貸付と認められず、金銭の贈与と認定され、贈与税が課される場合があるので要注意です。

こうしたケースでは、

① 金銭消費貸借契約書を作成する
② 実現可能な返済計画をたてておく
③ 現実に返済の履行をする

といった条件を満たしておくことが重要です。

現実に返済した証明として、親子それぞれの名義の預金間で振込み、預金通帳を残しておくことも有用でしょう。

また、この貸付が無利息で行われた場合には、利息部分が贈与されたとみなす取り扱いがなされる可能性もあります（相続税基本通達９－１０）。貸付金額にもよりますが、ある程度の金利をとるような契約にしておくのが安全でしょう。

（大寺）

９月の社会保険労務

11 日　一括有期事業開始届＜概算保険料 160 万円未満:請負金額 18,000 万円未満の工事＞（労働基準監督署）

10 月 2 日　健保･厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書･雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所･公共職業安定所）

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

※　老人週間(15 日～21 日)
健康増進普及月間
船員労働安全衛生月間
障害者雇用支援月間

９月の税務

1　８月分源泉所得税･住民税の特別徴収税額の納付
納期限･･･9月11日
2　７月決算法人の確定申告＜法人税･消費税･地方消費税･法人事業税･（法人事業所税）･法人住民税＞
申告期限･･･10月2日
3　1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税･地方消費税＞
申告期限･･･10月2日
4　法人･個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税･地方消費税＞　申告期限･･･10月2日
5　1月決算法人の中間申告＜法人税･消費税･地方消費税･法人事業税･法人住民税＞（半期分）
申告期限･･･10月2日
6　消費税の年税額が 400 万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税･地方消費税＞
申告期限･･･10月2日
7　消費税の年税額が 4,800 万円超の6月、7月決算法人を除く法人･個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)＜消費税･地方消費税＞
申告期限･･･10月2日

◎平成29年9月分(10月納付分)から厚生年金保険料率が変わります。

変更前　18.182 %　(被保険者負担　9.091 %)

変更後　18．3 %　(被保険者負担　9.15 %)

また、算定基礎届に伴い標準報酬月額が改定となる場合もありますので、給料計算時にはご注意ください。

◎賞与支払届の届出はお済みですか？

被保険者に賞与を支給した場合、日本年金機構に賞与支払届の提出が必要です。日本年金機構から賞与支払届が届いている事業所様は、支給なしの場合でも届出が必要です。

(船田)

会計制度

収益認識に関する会計基準（案）の公表

平成２９年７月２０日に、企業会計基準機構から「収益認識に関する会計基準（案）」が公表されました。

現在、日本の会計基準において、収益の認識については一部の基準を除いて具体的な規定がなく、いわゆる実現主義（財貨またはサービスの提供があり、その対価を受領したときに収益を認識する）という考え方に基づいた認識をしています。

しかし、取引内容が複雑になるとともに、国際会計基準ではより具体的な収益認識の基準が定められていることから、数年前より日本でも研究がなされ、その結果を踏まえて今回の基準案が公表されることとなりました。

今回公表されているのはまだ案であり、現在パブリックコメントを求めている段階であるため、最終的な基準の公表はまだ先になりますが、今のところ、収益の認識については以下の５つのステップに基づいて判断されるようです。

ステップ ①　顧客との契約を識別する
ステップ ②　契約における履行義務を識別する
ステップ ③　取引価格を算定する
ステップ ④　契約における履行義務に取引価格を配分する
ステップ ⑤　履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

本基準については、実務的な影響がかなり大きいことが想定されており、一部の税務にも影響が生じる可能性があるようです。

(孝志洋)

建設係

平屋建てと２階建て　どっちの固定資産税が安い？

平屋建てと２階建て、家の構造が違うことによって、固定資産税に違いがあるのでしょうか?

固定資産税（都市計画税を含む）は取得した土地と家にかかる税金ですが、この点については平屋建ても２階建ても変わりはなく課税されます。

下記の例で考えてみます。

（例）延べ床、土地の面積を同じとした場合　　＊延べ床面積＝建物の各階の床面積の合計

《土地の評価額》

延べ床面積が同じということは、平屋建ての方が２階建てより土地の面積が広くなり、広さがそのまま評価額の違いになるため広い土地に建っている平屋建ての方が固定資産税は高くなります。

《建物の評価額》

延べ床面積が平屋建ての方が基礎部分と屋根部分の面積が広くなりこの「基礎」「屋根」の広さが建築費に大きく影響し、坪単価が高くなります。

「坪単価の上昇」＝「評価の上昇」につながります。

つまり、平屋建ての方が２階建てより評価が高くなる可能性があると考えられますが、仮定した条件に基づくものですので、建物の構造の条件等が違えば結果も違います。あくまで参考にご活用ください。

(天羽)

資産税係

特定空き家と固定資産税

『空き家対策推進特別措置法』では、市区町村長が「特定空き家」と判断すると、勧告などを経て最終的に解体・除去の行政代執行ができること、さらに、固定資産税の減免特例措置も除外されること、と定められています。

空き家とは、「年間を通して居住や使用実績がない建物」と定義し、そのうち下記に該当すると市区町村長が判断したものが「特定空き家」となります。

(1)そのまま放置すれば倒壊など保安上危険となるおそれがある
(2)衛生上有害となるおそれがある
(3)適切な管理が行われていないことにより景観上問題
(4)周辺の生活環境を保つために放置することが不適切

住宅の敷地として使われている土地は、固定資産税と都市計画税が優遇されており、固定資産税なら最高で1/6、都市計画税なら最高で 1/3 まで軽減されます。これを住宅用地に対する課税標準の特例（以下、住宅用地特例）と呼びますが、今までは、家さえ建っていれば土地の固定資産税で軽減を受けられていたため、空き家をいつまでも解体しない原因の 1 つとなっていました。これからは、市町村から改善勧告を受けた「特定空き家」の敷地は、住宅用地特例の対象外となり、固定資産税が高くなりますので、空き家の解体が進むのではと期待されます。

（坂田）

医療係

産業医報酬の消費税課税関係

Q．医療法人が、事業者との間の契約に基づき、病院の勤務医をその事業者の労働安全衛生法第 13 条に規定する産業医（一定規模以上の事業所で選任しなければならないとされている労働者の健康管理に当たる医者）に選任して派遣した場合に、病院がその対価として事業者から委託料の支払を受ける委託料は課税の対象となるのでしょうか？

A．医療法人がその勤務医を産業医として派遣した対価として受領する委託料は、医療法人のその他の医業収入となるものであり、課税の対象となります。
　なお、開業医（個人）が事業者から支払を受ける産業医としての報酬は、所得税法上は原則として給与所得となり、消費税は非課税となります。

（後藤）

リスマネ委員会

団体信用生命保険

住宅ローンを利用する場合には、万一の不測の事態も考えなければなりません。そのとき収入が激減すれば、住宅ローンの返済が困難となります。そのような不測の事態に備えるため、ローン契約をする際に加入を検討するのが「団体信用生命保険」になるわけです。

＜団体信用生命保険＞

保険料(特約料)を年 1 回支払うことになり、ローンで借りた金額に応じて保険料が変動します。加入者に万一のことがあった場合は、生命保険会社から住宅金融支援機構に保険金が支払われ、支払われた保険金により住宅ローンを完済するといった仕組みです。

団体信用生命保険ではフラット 35(長期固定金利住宅ローン)と民間金融機関の住宅ローンでは扱われ方が違います。
フラット 35 は民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して融資をする住宅ローンのことです。フラット 35 の場合では団体信用生命保険の加入は任意になりますが特約料を毎年支払う必要があります。
銀行や信用金庫などの民間金融機関よりオリジナルで販売する住宅ローンでは、原則として団体信用生命保険の加入が強制されます。

（さくらビジネス）

研修会・懇親会　好評のうち終了しました！！

研修会　講師のご紹介

◆社会保険労務士･キャリアカウンセラー
　貫場　恵子　氏
◆さくら税理士法人　公認会計士･税理士
　孝志　洋平
◆株式会社　阿波銀行
　営業推進部副部長(地方創生推進室担当)
　里　正彦　氏

好評のうち終了致しました！！
暑い中のご参加ありがとう
ございました。

インターンシップ

「さくらのＢＬＯＧ」紹介

当事務所では、毎年インターンシップの受入れをしております。
８月２１日より１週間、四国大学の学生(女子)・文理大学の学生（男子）２名が研修生として勉強に来られました。
最終日に感想をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

研修させて頂いた全てが日常では体験できない新鮮な体験ばかりであったと共に、分からないことばかりで業務がなかなか思うように捗らず悔しい思いと次の日への不安で押しつぶされそうな大変な５日間でもありました。

休憩時間中の先生方の冗談交じりで楽しそうに談話されていたこと、誕生日には全社員でお祝いをしたことなどが強く印象に残っています。業務体験から学んだこともありましたが、それ以外のことからも学んだことが多くありました。喜びも悲しみも全社員で分かち合う「さくら税理士事務所」のような素敵な職場に就職したいと思いました。

最後となりましたが、今回研修を了承してくださった竹内先生をはじめ多忙な業務中であるにも関わらず、ご指導してくださった木下先生、後藤先生、山﨑先生、平野先生、優しく気遣ってくださった諸先生方、５日間という短い間ではございましたが有難うございました。

T．T（研修生）

８月２１日から２５日までの５日間インターンシップとして研修をさせていただきました。

簿記は大学などで勉強をしたことがあるぐらいで実践的なことをしたことがなかったので、任された仕事をこなすことが出来るか不安でした。しかし、職員の方々が仕事のやり方や注意点などを丁寧に教えて下さったので、無事に仕事をこなすことが出来ました。実践をしたことによって勉強だけでは学べない新しい知識を身に付ける良い機会になりました。就職した時には、ここで学んだことを生かしたいと思います。

５日間という短い間でしたが、お世話になりました。ありがとうございました。

M．K（研修生）

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話･FAX･ﾒｰﾙ等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用･転載･引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会
〒770-0025　徳島市佐古五番町２番５号
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ：http://www.skr39.co.jp/
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：０８８－６２５－２５５６
FAX：０８８－６５４－１１８１